

令和6年度「大阪IR（統合型リゾート）説明会」（第3回）
質疑応答要旨

■日時：令和7年1月27日(月) 18：30～20：20

■場所：枚方ビオルネ5階 ビーゴ枚方本店 イベントルーム

【質疑応答 概要】

（質問者1）

先日19日にメトロの夢洲駅が開業いたしました。これから4月になって万博が開幕するということで、利用されると思うんですけども、万博閉会した後、メトロの地下鉄の運用は、IRを控えて休業とは考えられないんですけども、IRの計画の中で、このメトロの地下鉄のランニングコスト等についても、きちんと予算計画の中に入っているのでしょうか。

（回答）

今、ご指摘いただきました夢洲駅が開業したところということで、万博中については、当然、万博の来訪者の方が利用されることになろうかと思えます。

その後、IRについては、今、2030年の開業をめざしておりますので、その間の期間については、私どもの計画というよりは、大阪メトロさんが運営をされておりますので、当然、運行が続くというふうには認識しておりますけれども、夢洲のその他の利用者等が使われることになるかと思えますけれども、その間の利用については、大阪メトロさんの方でご検討されていることかと存じます。

（質問者1）

確認ですけれども、いつも、そういう返事をよそでもされてるのを聞きました。それで、今日、私が質問なぜしたかという、大阪メトロは、元々、大阪市交通を民営化するという、大阪市の100%の株主で運営の方を会社の方に任せているというふうに認識しております。そしたら、経営方針も、万博の後でもメトロは夢洲の線までは使えませんということは、大阪市のIRを控えて、そういう方向にはならないと当然考えますので、質問したので、完全な私鉄じゃないわけですよ。だから、そういう投げやりの、なんか他人事のような回答は、ちょっと、大阪市民として受け入れ難い。だから質問させていただいたので、それと違う回答が、今、できないのなら、きちんと後日、いただきたいと思えます。

（回答）

再度のご質問ありがとうございます。

恐縮ですけれども、私ども I R 推進局としまして、I R の区域整備計画に基づいて進めていくということになりますけれども、このメトロについては、それぞれ所管の部局等もございますので、今いただいた質問については、可能な範囲で追ってご回答させていただくようにいたします。

(質問者 2)

2022 年の説明会、4 回参加させてもらって、その後の質問のところ、2 回出させてもらって、同じ質問ばかりしてるんですが、答えていただけてないんです。そこについて、もう 1 回、ここで質問させていただきます。中身としては、日本人の、ここでは直接出てませんが、カジノへの入場者数で、1066 万人を想定されていると思います。その中身を考えたときに、ここでは入場制限してると言われてますけども、もし、年に 50 回、100 回、そういうふうにならずに通う。客観的に見たら、依存症としか思えないような人を 10 数万人の規模で想定してる。MGM が、ずっと積み上げて、そういう依存症を想定した、これは数字であるんじゃないかと思ってですね。それで、この 1066 万人のうちの日帰り客、依存症になりやすいのは日帰り客、日帰り客がどれだけで、その人たちは、年間平均して、何回そこに行くことになってるんですか。これを質問したんですけども、その時点では、これは企業経営に関わることで答えられませんというふうに言われました。今回やってるのは双方向の対話、要するに、地域住民の理解を深めるために、そういう場が必要ということで、認定のときに国からも言われたりして、それでやってると思います。そういう疑念が非常にあるので。だから当然、今のこの場では、その数字を言ってもらえないんじゃないかと思ってるんですが、もし言ってもらえないとしたら、少なくとも担当者の方は、その辺のことは、全部ご存知なのかどうか、ここだけは知りたいんです。そのための前提として、ここの数字について、私が言ってる前提が正しいのかどうか、それも含めて答えていただきたいと思うんですが、資料 1 の 15 ページの納付金で、入場料 320 億円、これは日本人だけで、日本人 1 人が入場して 6000 円ですけれども、そのうちの 3000 円が府市に入るということで、ここから想定したら、日本人の年間入場者数は 1066 万人になる、ここはそうだと思うんです。その後の 740 億円は納付金で、利益のうちの入ってくるのが 15% というふうに思ってるので、これで計算すると 4900 億円になります。ところが資料 1 の 6 ページのゲーミングの収益は、4200 億円となっているので、700 億円の差があって、これは、だから集客のために使えるお金、例えば賭け金に応じてポイントつけて、いろいろ宿泊施設を安くするとか、いろいろお土産安くするとか、あるいはチップとして 6000 円払って入場するけども、6000 円分のチップを渡すと、そういう形でも使うこともできる。要するに 700 億円ですから、そういうふうな、いろんな形で集客のために使うやつで使われているんじゃないかと、そういうふうに私としては認識をしております。そういう状況の中で、さっきの日本人は 1066 万人も、要するに 10 数万人も年間 50 回、100 回からですね、他の人が 1 回、2 回の人が行っていても、この数字になる、これぐらいしか考えられないと思ってですね、今の 2 つだけの

数字、要するに 1066 万人のうちのどれだけが日帰り客なのか。そして、その日帰り客は年間平均して何回カジノに行くことになってるのか、この 2 つの数字をここで教えてほしい。これが教えられないということだったら、皆さんは、それについてはちゃんとご存知なのか。ご存知だけど、企業利益に関わるからこういう場では言えないのか、その辺のことだけお願いします。

(回答)

今、ご指摘いただきましたカジノ来訪者の、主に日本人の来訪者のご指摘かと思えます。

まず、前段でご指摘をいただいておりますとおり、納付金 740 億円の年間の収入の想定についてですけれども、これは法律上、カジノ行為の粗収益から 30%、地方に 15%ということになりますので、その算定のもととなる数字としては約 4,900 億円になります。一方で、資料 1 の 5 ページに記載をしております年間売上のゲーミング 4,200 億円については、その粗収益から、いわゆるコンプ、先ほどおっしゃったようなものを引いたものが収益として 4,200 億円とお示しをしているところでございます。

次に、来訪者についてでございますけれども、以前もご質問いただいているかもしれませんが、この来訪者については、国内の人口でありますとか、訪日外国人の数、そういった推移を元に、既存の海外等の I R 施設等の実績も踏まえて、事業者において試算をしているということになります。

具体的には、国内の日帰り客と、国内の宿泊客、外国人の旅行者という 3 つに大きく分けられておまして、国内の日帰り客については、来訪地域をだいたい 3 時間で来られる範囲ということで定めまして、その中で、カジノへの年間来訪者数を想定して、推計しているということになります。

宿泊客なり、外国人旅行者については、そういったデータをもとに推計しているということになります。

約 1,070 万人のうちの日帰り客の延べ人数なり、1 人当たり平均、何回来るのかということについては、これについては、当然、私ども提案なり、区域整備計画の審査の過程で、具体的内容は把握をしておりますけれども、その内訳や計算方法については、事業者の非常に重要なノウハウに係る部分になりますので、お示しをすることができないということになります。

(質問者 3)

I R カジノの地盤改良とかインフラの問題について、お聞きしたいのですが、今まで、I R に交付金を使って、I R を補助する国とか地域は、実際にあるのかどうかの有無と、もうあるとすれば、どこの国なのか、そういったことを聞かせてほしいということとともに、今、能登の震災が起こって、1 年経っても放置されている状態が、多数見られるような現状の中で、先日、国交省は、内灘町における液化化対策として、600 億円、10 年かかるという情報

を新聞で見たのですけれども、内灘町のそういった地域全体で、それぐらいかかると。今、788億円もかけて、人が誰も住んでないところに、わざわざ、いろんなインフラを整備して、わずか1企業のために、行政がそんな金を費やすことの愚かさ、馬鹿さ加減について、本当に認識しておられるのかどうか、そのことについてお聞きするとともに、実際の水道とか電気、ガス、通信の費用を、行政がどれだけお金を出しているのか。そのことについて聞きたいと思います。

(回答)

地盤改良とかインフラのことをお聞きになられていまして、まず、我々の状況をご説明させていただきますと、788億円という話もあったかと思いますが、これは液状化対策や土壌汚染対策という土地に起因したものに、市が負担して、対策を打っていくということになっております。

これについて、公金を投じないというふうなお話も出されたのですが、大阪市が土地を造成して、その土地に起因して対策が必要になるということで、I Rの事業に公金を投じるのではなく、土地そのものの対策として、費用を投じていくということになっております。

また費用につきましては、土地については、大阪港湾局が造成しておりますけれども、その中で、土地を造成して売却していくという開発のスキームがありまして、税ではなくて、港営事業会計という特別会計の中でお金を支出する、その支出したお金については、例えば、I Rにお貸ししていく土地の賃料でありますとか、その他、土地を売却していく費用の中で補っていくということになっておりますので、直接的に税金を投じていることにはならないというのが、地盤改良等への市の対策になっております。

もう一点、インフラ整備で、道路の整備、また、夢洲駅も開業したということで、鉄道の整備等を進められておりますけれども、これらについては、I Rだけではなくて、今年開催される万博でありますとか、その後の万博の跡地も、I Rとは違う事業者を募集して開発して、まちづくりをしていくということになっておりますので、夢洲全体のまちづくりをトータル的に見たときに、必要となるインフラを整備しているという状況でございます。

これにつきましては、他の大阪市の開発地、例えば、夢洲の隣に舞洲や咲洲もありますけれども、これらについても、市がインフラ整備をして、開発をしていただいて、それが税収等に寄与していくとこういうことで進めているという状況になっております。

(質問者4)

今の話についてですけども、資料1の13ページを見ていると、夢洲のその地盤のことは、すごく、やっぱり心配になっていまして、だから50年間で、地盤高でも想定上の津波や高潮に対応していますということを書かれていると思うんですけど。インフラっていうのは、地盤が下がったら、配管とか歪んでいきますでしょ。だから、本当に長期的に、そんな建物を建てて、インフラが持つかどうかという試算は、なさっているのでしょうか。長期的な、そ

ういう建物ができたときに、どれだけのお金がインフラにかかるか。それと聞いたのは、汚水処理場とかも含めて、非常に不安定であるということも聞いたのですけどね。その試算はなさっていますか。なさっていたら公表してください。

(回答)

インフラは、施設も含めて、埋立地に建てると、それに伴って沈下が生じることがあるということですが、まず、前提としまして、埋立地で開発を進めていく際には、一定の沈下対策をした上で土地を造成します。

例えば、トータルで 10m 沈下するということが予測されていたら、そのうちの大半の沈下を収束させてから開発を進めていくというのが一つの対策としてあります。

ただ、それでも、50 年とか長期のスパンで見ると、1 m、2 m というのは、まだまだ沈下していくということにはなりますが、それは、例えば、夢洲ですと、島全体が同じような形で沈んでいくということが起こってきます。

ですので、島の中での沈下を見たときには、相対的な沈下が生じないので、大きな対策は要らない。

ただ、建物を建てると、その建物の荷重で、そこだけが沈下するといったことが、当然、ございますので、例えば、施設側で、フレキシブルな配管を使って、沈下に対応するとか、そういったところは、基本的には考えているというのが現状ですけれども、想定し得ない不等沈下とかが生じたときは、道路の施設等については、保守等を行っていくことで、解消していく必要があるということで、これまでの埋立地でもそういったケースはあります。

ただ、ご質問あったように、いくらを見込んでいますかと言われますと、そこまでは見込んではないというか、あまり、そこまで大きな被害が生じるというところまでは想定していない。

大きな被害が、あらかじめわかっているところについては、一定の対策を打った中で施設等をつくっていくということで考えているというのが一般的です。

(質問者 5)

カジノの設置によって、治安が悪化するのかという内容で、実証分析の研究をしたいなというふうに考えてまして。その関係の質問なんですけれども、資料 1 の 13 ページのところ、カジノ I R の設置によって、どういった犯罪が、どういった理由で発生すると予想されているのかについて、質問したいなと思っています。

(回答)

ただいまご質問いただきました、I R カジノの方が開業することで、どのような治安悪化について、考えているかというところなんですけれども、まず、どういう対策をさせていただくかというところで、十分な対策をとって、やっていきたいと考えておりまして、I R 事

業者におきましては、区域内の防犯警備体制を構築いたしまして、具体的には、24時間365日体制の総合防災センターを中核機能としまして、最新の技術等を活用いたしました警備システムや防犯カメラの方を一体的に管理するようなシステムを導入するほか、I R整備法にのっとりまして、例えば、顧客との間で行う100万円を超える現金取引等をカジノ管理委員会に届けることによって、マネー・ローンダリング対策もやってまいりますし、そのほか、暴力団員等に係るデータベースを整備しまして、入場者の方の本人特定事項と照合いたしまして、暴力団員等の排除に徹底して取り組むこととしております。

また、大阪府域におきましても、夢洲内に警察署を設置するとともに、警察職員を増員することによりまして、警察力の強化を図った上で、事件・事故を未然に防止しまして、検挙活動も推進するというように取り組みをさせていただくこととしております。

それによって、どのように治安が悪化するのではないかということについてですけれども、国の資料によりますと、例えば2010年に2つ大きい規模で、シンガポールの方ではI Rが設置されているんですけども、外国人旅行者数が増加している中で、開業前後において、人口10万人あたりの犯罪認知率には大きな変化が見られないといったような調査の方も報告されているところです。

我々といたしましては、大阪府市、大阪府公安委員会および大阪府警察、I R事業者や関係機関等の緊密な連携のもと、そういったご心配を懸念事項というふうに捉えまして、しっかりと対策を講じていくこととしております。

(質問者6)

舞洲って、元々ごみ捨て場ですよ。こういうふうの開発していったら、ごみは、どこ行くのですか、どこに捨てられるのですか。

(回答)

ご指摘のありました舞洲並びに夢洲も、その一部が、ごみの焼却場で焼却した焼却灰等を使って、埋め立てが進められているという場所になっております。

ご存知かもしれませんが、舞洲につきましては、既に、受け入れを完了してございまして、その後、例えばですけど、春先にはネモフィラの花が咲くような場所とか、そういった使い方をしてございます。

夢洲も西側の一部のエリアについては、ごみの焼却灰を今でも、受け入れております。

これにつきましては、現在も、できるだけ長期に使えるように延命を図りながら、焼却灰を受け入れているという状況になっております。

一方で、例えば、I Rが立地するでありますとか、万博が開催される夢洲の中央部分のエリアについては、ごみの焼却灰等ではなくて、建設工事で発生した建設残土、いわゆる土でありますとか、浚渫土砂と呼ばれる海とか川の底をさらった土、それも建設工事等で発生するものでございますけれども、そういったものを活用しながら、埋め立てを進めてきて、現

在、一部が土地なり化して、そこを有効な土地利用していこうと進めておりますので、ごみの処分場所については、必要なものとして、できるだけ延命化しながら、活用を続けているというのが現状になっております。

もう一点、付け加えさせていただきますと、大阪市内で、今、ごみを受け入れられる場所というのが、大阪市内が持っている処分場所としては、夢洲の一部の区域だけです。

新たに処分場所を市内に設けていくというのは、大変難しいということがありまして、それについては、大阪市内だけではなくて、もう少し広域の自治体で取り組みをしております。フェニックス計画という大阪湾フェニックスセンターという組織がございまして、大阪ですと、夢洲の更に沖合に新島という新しい埋立地があり、そこを広域の処分場所として、大阪市の廃棄物等も受けていただいていると、そういった取り組みも広域でやっておりますので、長期的には、そういったところを活用しながら、ごみの処分等を進めていくことになっております。

(質問者7)

マカオとかシンガポールとか、いろいろ見せていただいて、カジノ規模すごいなっていうので、大阪府、一生懸命やられてるとは思ってるんですけど。先ほど、MICEっていうので、VIP向けのホテルとか、この辺って、すごい整備されてるなっていうのは、我々、肌で感じてるんですけど、一点お伺いしたいのは、労働人口、先ほどの計画を見せていただいたら、これ日本人、正直、足りないな。我々、本当、肌で感じてるんですけど、僕は、やっぱり、外国人の労働者、入れないと、実現って、なかなか難しいのかなと思ってます。外国人の労働者、もうどういうふうにか考えられてるのかっていうのと、どれぐらいの方を日本に入れるか、また、入れるときに、何か、具体的な策、ビザの発行とか、どのように考えられてるか、その辺、お聞かせ願えればありがたいなと思ってます。よろしくお願ひします。

(回答)

IRの人材確保の件でございすけれども、まずIRで直接雇用する人数といたしましては、1.5万人の方々を雇用する計画となっております。

実際、人材面につきましての確保というところは、一般的に難しい面があると認識しております。例えば、おっしゃられてたような外国人材をどのように活用していくかとか、これから、若手の観光人材をどのように育成し、確保していくかということが課題として認識しているところでございます。

人材確保につきましては、大阪IRの大きな方針といたしましては、女性、シニア、障害者、外国人の方など、多様な人材に対する柔軟な働き方というところの労働環境の整備等を通じて、就労層の拡大、就業率の向上というところを考えているところでございます。

具体的に外国の方を、これからどれぐらい採用していくか等については、5年6年後の開業に向けて、今後、検討を進めていくものでございます。

(質問者 8)

一つだけ確認したいこと、ちょっといいですか、私、あの地元の此花区の住民ですけど、先ほどから舞洲の周辺地域っておっしゃっているんですけど、そこには、此花区の舞洲、夢洲以外の此花区ですね、そこは含まれてないのですね。想定されてないということですね。皆さんの中の周辺というのは、周辺地域の開発とずっと言われているじゃないですか。私達、住んでいるところの開発はね、眼中にないですよ。そういうことですね、これ、含まれてないというのを確認です、質問じゃなくて。

(回答)

眼中にないということではなくて、夢洲と同様な埋め立てをしているところの事例として、舞洲等を申し上げたのです。

例えば、南海トラフ地震とかの震災対策というのは、周辺の此花区や住之江区、港区といったところでも、大阪市の方でやっておりますので、そういう意味では、周辺の地域の開発であるとかまちづくりは、当然、考えているということになります。

(質問者 8)

プリントで説明されてるのには、含まれてないということですね、想定されてないですね。

(回答)

先ほども、申し上げましたように、耐震対策など、大阪市としてやっておりますが、区域整備計画の周辺という記載については、先ほど申し上げたように、夢洲の I R の周辺という意味のときもあれば、そこは内容に応じてという部分はあろうかと思えます。

(質問者 8)

わかりました。此花区は、もう震災のときに液状化でえらい目にあってますので、そのところは、ご存じかどうかわかりませんが。それは、ただの確認です。質問なんですけれども、先ほどから、世界最高水準の依存症対策とか、いろいろおっしゃられてるんですけどもね、私も素人が調べて、最新の情報かどうかわかりませんが、シンガポールでは、24 時間ごとに、地元民ですね、国民は 150 シンガポールドル、これ、今のレートで円に換算すると 1 万 7284 円です。当初は 100 シンガポールドルだったけど、あげはったということですね。で、あのシンガポールの、その理念っていうのと、できるだけ物理的にも、自国民をカジノに寄せつけないという政策をしていると。それはやっぱり、依存症なりいろいろ、国民に不利益があるから、国民をできるだけカジノに行かさない方向でやっていると、ほとんど外国人ですと。韓国についても、当初は、自国民もやってたけど、今はまだ、カンウォンは、自国民なのかもしれないですけど、基本的に自国民は、カジノの立ち入り禁止や

というふうな政策をされてると思うんで。日本の、この大阪のあれですけども、IRの来訪者数が、国内が70%、国外が30%、想定されてると。収益についても、ゲーミングが80%、それ以外のノンゲームが20%になってますけど、そのところはね、先行的にカジノやっではるところは、もうみんな、軒並みね、もうカジノ依存じゃないという方針を出してあるんですよ。過去、私、ずっと、ここ何回も、この説明会聞いてるんですけど、全然、変わってないんですよ。世界の動きは刻々と変わっていくし、新しいところが、どんどんできて、どこをもって、この世界最高水準の対策とられてるのか、対策を取るんであれば、自国民は、禁止と、最低限ね。入ってはいけないというふうにするのでないと、この設定自体は、ちょっと理解できないんですけども、どうしてこういう設定にされてるんでしょうか。

(回答)

規制のところについて、ご意見いただいたと思うんですけども、まず、この規制についてなんですけれども、資料2のところでご説明させていただいてますとおり、国のIR整備法に基づいて取り組みをさせていただいているということになりまして、資料2の真ん中のところにございますように、カジノ施設への入場回数の制限ですとか、あとは、厳格な本人確認ですとか、また、入場料の賦課も、これも整備法に定められています。

その上でなんですけれども、ギャンブル依存症というのが、カジノがない現在におきましても、すぐに取り組むべき重大な課題だというふうに認識をしております、IR誘致を契機に、今あるギャンブル等も含めまして、その依存症問題に正面から取り組みをして、依存症対策について、万全の対策を講じてまいりたいということで進めさせていただいております。

(質問者9)

そもそも、カジノ対策とか、警備対策とか、やらないかん事業っていうのは、非常に危険な事業やいうことですよ。それ、やらないかと、わざわざそういう事業を、元々、行政が、後押しするのは、大変問題だと思うんですが、そういう中で、こういう対策をやれば、例えば、カジノ依存症なくなるのか。警備で問題はゼロ、こういうことあり得ないですよ、絶対ね。いくら安全言うても、どんどんイタチごっこみたいになっていくからね、絶対あり得ないんで。じゃあ、少なくとも、カジノ依存症はどれだけ出るというふうに考えられてるのかね。カジノの中でギャンブル依存症の方が、もし、たくさん出るようだったら、行政としての道徳的も含めた公的責任を、どういうふうにとるのか。この2個のことを絡んでますから、一つの質問として、答えていただきたいと思います。

(回答)

ご質問いただきました依存症について、増加するのではないかというような様々なご質問、ご意見、あることについてなんですけども、ギャンブル等依存症につきましては、カジ

ノがない現在でも、取り組むべき喫緊の課題として考えております。

カジノを設置するとギャンブル等依存症が増えるというところにつきましてのご心配につきましては、様々なご議論があるというのも認識しておるんですけども、府市といたしましては、そういったギャンブル等依存症が増えるのではないかとすることを懸念事項として捉えてまして、これに対して、対策を講じていくというところでございます。

I Rの、既に開業しているシンガポールの方なんですけれども、カジノ導入のその議論をきっかけに、依存症対策について、国を挙げまして、しっかりと取り組んでいきました結果、カジノの設置前後で、ギャンブル等の依存症が疑われる方の割合が減ったという調査結果の事実もございます。

府市といたしましては、万全の対策を講じながら、なお、大阪の成長に寄与するI Rの実現に向けて、取り組んでいくということで進めさせていただいております。

(質問者 9)

ギャンブル依存症対策が、そもそもやらないかんで、それで減っても、ギャンブル依存カジノで増えてるかどうかかわからないでしょ。

(回答)

カジノをすることによって依存症の方が増えるかどうかということについてだと思ふんですけども、様々な依存症につきましては、起因する原因があるかと思ふますので、そういった考えではなく、大阪府域の全体のギャンブル等依存症が疑われる方等の割合を減らしていくということをめざして、取り組んでまいっております。

令和5年度のギャンブル等依存症の結果についてなんですけれども、大阪府域の令和5年度の調査では、1万8000人の方を調査対象者といたしまして、その結果につきまして、ギャンブル等依存症が疑われる方という方の割合が今2.0%という結果です。

また、依存症が疑われるまではいかないですけども、リスクがある方という方が1.9%ということで、その合計が3.9%というのが令和5年度の結果となっております。

私どもといたしましては、毎年度、これからもきっちり調査をしていった上で、その数値が低減していくことをめざすことを目標にこれからも取り組んでまいります。

(質問者 10)

契約について伺いたいんですけど。契約自体の中には、これ30年とかプラス35年とかえらい長い契約なんですけど、これ、解約とか解除の条項というのは、まず一つ入ってるんでしょうか。それから、原状回復義務的なものは、入ってるんでしょうか。それから、これは、事業者側からのことだけじゃなくて、逆に大阪府の方からも、いつまでも同じような知事が続くわけじゃないと思うんで。大阪府の側からの、そういう解約とか解除とか、こういうふうな形のもの、どんなふうな条件になってるのか。ちょっと、その辺を知りたいんで

すけど。

(回答)

契約の関係でございませけれども、事業者とは、まず一つの実施協定という契約を、これは、IR整備法上定められておりますけれども、それを一昨年9月に締結しております。

また、あわせて、土地の貸付ということになりますので、事業用定期借地権設定契約の締結をしておりますして、その他にも立地協定という3者を結ぶような契約を締結しているところ です。

まず、実施協定の解約の条項については、一つは、この間報道等もされておりましたが、事業者の解除権ということで、事業前提条件による解除権というものを設定しておりましたが、これについては、解除権は失効したということで、既に失効を確認しておるところです。

それ以外の解約条項については、例えば、不可抗力が生じた場合、天災とかそういった場合ですけれども、そういった場合には、できる限り、継続の努力をすることには契約上もしておりますけれども、計画も変更するとか、そういった場合でも、どうしても継続が困難というような場合には、契約を解除、これは行政側、事業者側でできるということになっているような規定でありますとか、どのような契約にも通例入ってるかと思っておりますけれども、双方が債務不履行を行ったような場合には、それぞれ不履行を受けた側が解除できるということ を、また、双方の協議で解約という条項もございませ。

それ以外では、継続判断基準ということ を定めておまして、この区域整備計画については、最初10年、2回目以降は5年ごとで、国の更新という手続きが入ります。

そういったこともございませして、継続判断基準というものを定めておまして、その時点ごとに、適切に運営されているかというようなことをチェックした上で、実施協定の債務不履行が生じているでありますとか、モニタリングに定める極めて重大な違反を起こしているとか、事業者の責めに帰すべき事由により、IR事業の運営に著しい支障が生じている場合、このような場合については、行政側から契約を解除することができるというような規定を設けているところ です。

もう一点、ご指摘をいただいております原状回復義務については、これは、土地の契約の方になりますけれども、原状回復義務を付しているところ でございませ。

(質問者 11)

日本に観光客の方いっぱい来られて、もう、今でも賑わってますよね。わざわざ、このリスクの多いというか、災害的にも心配のある、まだ地盤的にも心配のある、こういった夢洲に、どうして集客施設をわざわざ新たに作るのかっていうのが、どうしても合点がいかな んです。

(回答)

I Rは大きな経済波及効果、それに加えて、幅広い産業分野の活性化など、大阪経済に大きく貢献するもので、大阪府市としては、I Rを着実に、しっかりと進めていくことが重要で、必要であると考えております。

夢洲にI Rを誘致した理由でございますけれども、夢洲は、大阪の都市、関西の中心に位置しておりまして、また、関西の3空港、鉄道アクセスも良好でございます。

そして、大阪市内で広大な土地があるということが夢洲を選んだ理由でございます。

(質問者 12)

14日やったかな、南海トラフの発生確率、30年で80%に上がりました。南海トラフだけじゃなくて、海底断層とか、中央構造線とか、断層がいっぱいあるところですよ。軟弱地盤ですし、この高い耐震って、何度までいけるのか、ほんで何階建てを建てはるのか。無理やと思うんですけど。それから、もうね、地下鉄ね、19日にみんな写真撮りに行ったら、もう亀裂入っているところありますよ。

(回答)

南海トラフ地震等の地震への対応につきましては、大阪市側で整備している地下鉄でありますとか、舞洲と夢洲を繋ぐ夢舞大橋、こういったものは、南海トラフ巨大地震にも耐えうる耐震性を備えた構造にしております。

夢洲そのものの土地につきましても、南海トラフ巨大地震等、想定される津波の被害を防ぐために、地盤の高さを津波の想定高さ以上に確保するとか、地震による液状化についても、現在、対策を実施しているというような状況でございます、市の方で用意する土地でありますとか、インフラについては耐震対策をしたものを準備しているという状況でございます。

一方で、I Rの施設については、当然、I R事業者の方で整備をされるということになっておりまして、これについても、南海トラフ巨大地震等に耐えうる耐震性を備えた施設にする等、国の方で設定している、想定される地震の震度に耐えうる耐震性を持った施設として整備されますし、仮に、夢洲で災害が起こったときの帰宅困難者への対応でありますとか、一定の期間、3日間の食料の物資の蓄えとかは、事業者の方でも考えてもらっておりますので、我々としては、夢洲でも耐震性を備えた施設でありますとか、震災が起こったときのソフト対策も含めてI Rで実現できるものと考えております。